

## 正しく整骨院・接骨院で施術を受けましょう

整骨院・接骨院で施術を受ける場合、健康保険の対象かどうかご確認ください

柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術を受ける場合、健康保険の対象になる場合とならない場合があります。健康保険の対象としない場合に保険証を使用したときは、その治療費の全額、または一部を負担していただくことがあります。

## 健康保険の対象となる場合

- ・外傷性(※)が明らかな打撲・捻挫・挫傷(肉離れ等)
- ・応急手当などやむを得ない場合の骨折・脱臼  
(応急処置後の施術は医師の同意が必要です)

(※) 外傷性とは、関節等の可動域を超えた捻れ、外力によって身体の組織が損傷を受けた状態であり、慢性に至っていないものであることです。

## 健康保険の対象とならない場合

- ・単なる肩こりや筋肉疲労
- ・病気(神経痛・リウマチ・五十肩など)からくる痛み・こり
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷

## 保険証を使用し、整骨院・接骨院にかかる場合の注意事項

- ① 負傷の原因を正しく伝えましょう
- ② 領収証をもらい、大切に保管しましょう
- ③ 療養費支給申請書は、内容を確認し必ず自分で署名しましょう
- ④ 治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう

## まずは受けてみませんか？

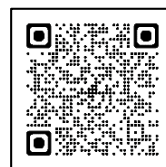
協会けんぽでは、健診の結果から将来生活習慣病の恐れがある方に対し、**特定保健指導を無料**で行っています。自分の体の中で起こっている変化に気づいていただくために、ぜひご活用ください。

## 3つの方法から選べる特定保健指導

## ① 健診と一緒に

後日の日程調整が不要なので、担当者による手間が省けます。

※ 保健指導が実施可能な健診機関については、協会けんぽホームページをご参照ください。



《ホームページはこちら》

## ② 事業所内で

協会けんぽから対象となった方の名簿を事業所宛に送付いたします。  
保健指導の日程調整にご協力をお願いいたします。

## ③ オンラインを活用

時間や場所を選ばずに、スマートフォンなどを用いて手軽に受けられます。



## 歯を長持ちさせるにはどうしたらいいの？



かかりつけ医による定期健診が大切です！

定期的な歯の健診は、お口の健康を保つために非常に重要です。これには、むし歯や歯周病の早期発見、歯垢や歯石の除去、および定期的な歯のクリーニングが含まれます。

自分自身では取りきれない汚れをプロが取ります！

かかりつけ歯科医師は、単にむし歯や歯周病の治療をするだけでなく、定期的に健診をして、予防やメンテナンスを十分に行い、口の中のことなら何でも相談できる健康づくりのパートナーとなる歯医者さんのことです。お口の状態を詳しく把握しているので安心ですよ！



## 歯周病と生活習慣病の関連ってあるの？

歯周病と生活習慣病の関連性が確認されています。歯周病はお口の内の細菌によって引き起こされますが、これらの細菌や炎症物質が血流を介して体全体に影響を及ぼすことが考えられています。

歯周病から歯肉の炎症を起こします。この炎症という状態はサイトカインという物質をつくります。この物質はインスリンの働きを阻害し、糖尿病が発症・進行しやすくなります。また細菌が血中に侵入すると動脈硬化を誘導することもあり、心臓疾患や脳血管疾患の原因になります。

歯周病を治療・予防することは、糖尿病などの生活習慣病を予防・治療することに役立ちます！



(資料提供：一般社団法人 長崎県歯科医師会)



全国健康保険協会  
協会けんぽ  
長崎支部

〒850-8537 長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館8階  
電話：095-829-6000（代表）  
（受付時間/平日8：30～17：15）

協会けんぽ長崎

検索



長崎支部キャラクター  
尾まがり猫家族